

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は平成2年3月1日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年4月1日まで

申立期間はA社に勤務しており、申立期間について、厚生年金基金の加入記録があるにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出されたA社の退職者名簿により、申立人は、同社に平成2年3月1日に入社し、同年3月31日に退社していることが確認できる。

また、C企業年金基金が保管するD厚生年金基金から引き継がれた申立人に係る厚生年金基金加入員適用記録により、申立人の当該基金加入員資格の取得日は平成2年3月1日、同資格の喪失日は同年4月1日と記録されていることが確認できる。

さらに、B社の事務担当者は、「申立期間当時、厚生年金基金加入員資格取得届は、複写式の様式を使用しており、同一内容の厚生年金保険被保険者資格取得届を、社会保険事務所（当時）にも提出していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は平成2年3月1日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC企業年金基金における加入員適用記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 49 年 5 月に婚姻し、専業主婦として家事に従事していた。

昭和 52 年 4 月 1 日に A 町役場で義父が国民年金の加入手続をしてくれ、A 町 B 地区の町内集金により同居している義母と共に国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について自分の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及び A 町が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和 52 年 4 月に A 町において国民年金に任意加入し、58 年 3 月分まで国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人の国民年金被保険者資格は同年 4 月 1 日に喪失していることがいずれにも記録されている上、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったと推認できる。

また、A 町が保管している同町 B 地区の町内集金に係る国民年金徴収明細書によると、申立人の義母については、昭和 57 年度から 60 年度までの国民年金保険料の納付が確認できるが、申立人については、57 年度の国民年金保険料の納付は確認できるものの、同徴収明細書の 58 年度に「58、4、1 脱退」と記載がある上、保険料の納付を示す検認印は無く、保険料額も二重線で抹消されており、その後の 59 年度及び 60 年度の同徴収明細書には、申立人の氏名、国民年金手帳記号番号及び保険料納付の記載も確認できず、申立人が申立期間において、国民年金に加入し、町内集金により保険料を納付し

ていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、町内集金によりその義母と共に国民年金保険料を納付したとするのみで、このほかの方法で保険料を納付したことは無いとしている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から51年6月まで

昭和48年12月ごろからA市のB事業所に勤務し、国民健康保険に加入していた。

兄嫁から国民年金に加入するよう促されていたので、自分が20歳になった昭和49年*月ごろにA市役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、D銀行(現在は、E銀行)F支店で納付書により国民年金保険料を納めていたはずである。

しかし、申立期間について国民年金保険料が納付済みとなっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月ごろにA市役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、その後、D銀行F支店で納付書により国民年金保険料を納めていたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年8月ごろに払い出されており、このころに加入手続きが行われたと推察されることから、この時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びA市が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料を53年8月21日に過年度納付していることが確認できることから、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時点で、時効となっていない期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きについて、A市役所C支所で行っ

たとするだけで、具体的な記憶は無い上、保険料の納付時期や納付金額等についての記憶はあいまいである。

加えて、申立人は現在所持している年金手帳のほかに別の年金手帳が交付されたことは無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から同年 10 月まで

昭和 60 年 6 月に結婚を機に会社を退社し、その際、会社の事務担当者に国民年金の手続をしてもらった。

義母から、申立期間の国民年金保険料は納付していると聞いているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 60 年 6 月に結婚を機に会社を退社し、その際、会社の事務担当者に国民年金の加入手続をしてもらい、加入後の保険料は申立人の義母が納付したとしている。

しかし、申立人が当時勤めていた会社の事務担当者に照会したところ、申立人に係る国民年金の加入手続はしていないとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 10 月ごろ払い出され、申立人が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、申立人が同年 11 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者となったことが記載されており、申立人はこのころに任意加入手続を行ったと推認されることから、この時点で申立人はさかのぼって国民年金の被保険者とはなり得ず、申立期間の保険料を納めることはできない。

さらに、申立人は加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の義母も既に死亡しており、当時の状況は不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 177

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 8 月から 18 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 8 月から 18 年 3 月まで

平成 17 年 8 月ごろに、母親が国民年金の加入手続をした。当時、大学受験勉強のため塾に行っていたので国民年金保険料の学生納付特例を申請したが認められなかったため、同年 8 月から 18 年 3 月まで、母が送付された納付書で、毎月保険料を納付していたはずである。申立期間について、国の記録は納付猶予期間となっているが、納付済に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、満 20 歳となった平成 17 年*月*日に国民年金被保険者資格を取得したが、学生納付特例が認められなかったため、やむなく保険料を納付したとしている。

しかし、申立人の国民年金保険料免除・納付猶予申請書、オンライン記録及びA市の回答により、申立人は、平成 17 年 10 月 12 日に当該納付猶予申請を行い、同年 10 月 27 日に納付猶予承認を受けていることが確認でき、学生納付特例の申請を行ってまで保険料納付の猶予を希望していた申立人及びその母親が、納付猶予承認を受けた後も保険料を毎月納付していたとは考え難い。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとするその母親に聴取しても、保険料の納付場所及び納付金額等について明確な記憶は無い上、申立人の母親は、申立期間に係る申立人の保険料領収書は、当時の勤務先で年末調整の書類と一緒に提出したとしているが、当時の勤務先に確認したところ、申立人の母親が提出した平成 17 年分給与所得者の保険料控除申告書によると、申立人の社会保険料控除を申告した記載は無く、領収書も添付されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 178 (事案 128 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間及び 43 年 4 月から 50 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 43 年 4 月から 50 年 8 月まで

申立期間②については、平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知を受け取ったが、結婚前から持っていた国民年金の番号があること、領収書を持っていたのは確かであることから、前回の年金記録確認第三者委員会の結論に納得がいかないため、再度、調査の上、審議してほしい。

また、申立期間①については、当時、A 市（現在は、B 市）に居住しており、送付された納付書により近くの同市役所連絡所で保険料を納付しており、納得がいかないため追加して申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、i) C 区において昭和 38 年 10 月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されていると推認できるものの、住所変更手続きが行われないうまま不在、削除の処理が行われていること、ii) 転出先の D 市 E 区（現在は、同市 F 区）において、50 年 9 月に新たに国民年金手帳記号番号の払い出しを受けるまで、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情はみられないこと、iii) 申立期間②は、任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者とはなり得ず、保険料を納付することができないこと、iv) A 市及び D 市 E 区において、当該期間に係る国民年金の加入及び保険料納付の記録は無いこと、v) A 市が国民年金保険料を納付書により納付する取扱いを開始したのは 45 年 4 月以降であり、それ以前は納付書による納付ができなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間②について、i) 未加入ではなく、申立期間

②の前に居住していたC区で国民年金の資格を取得しており、その後、国民年金の加入手続をした記憶が無いものの、A市及びD市E区から送付された納付書により保険料を納付しているはずである、ii) 現在は持っていないが、G市のH行政センターで年金裁定請求の手続をした際、社会保険事務所(当時)の職員が、所持していた国民年金保険料の領収書を確認したはずである、と主張しているが、当該期間に係る領収書について、改めて社会保険事務所の職員に聴取したところ、「申立人の記録だけでは年金受給権を満たすことができないため、カラ期間を探すのに苦労したことを覚えている。領収書があれば必ず確認している。」としており、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 今回、新たに申し立てた申立期間①について、申立人は、i) 未加入ではなく既にC区で国民年金の資格を取得し、その後国民年金の手続をした記憶は無いものの、A市から送られてきた納付書により、国民年金保険料を納付したはずである、ii) 現在は持っていないが、G市のH行政センターで年金裁定請求の手続をした際、社会保険事務所の職員が、そのとき所持していた国民年金保険料の領収書を確認したはずである、と主張している。

しかしながら、申立期間①について、前述のとおり、C区において昭和38年10月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されていると推認できるものの、同C区において不在、消除の処理が行われている上、申立人が居住していたA市において、申立人の国民年金の記録は無く、C区において払い出されていた国民年金手帳記号番号が引き継がれた形跡もうかがえず、A市において、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、B市は、前述のとおり、申立期間①は国民年金保険料を納付書により納付する取扱いを開始しておらず、納付書により納付することができなかったとしており、申立人の主張と異なる。

さらに、申立人が主張している年金裁定請求手続の際の領収書の確認については、前述のとおり、社会保険事務所の職員は必ず確認しているとしており、ほかに、申立人が、申立期間①において国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月から 41 年 12 月まで
A社を退職後、昭和 40 年 8 月から 41 年 12 月までB社C工場（現在は、D社E事業部）に勤めていたのに、同工場での厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている元上司が申立期間当時にB社C工場で勤務していたことが確認できること、及び同工場で勤務していたとする元従業員（2人）の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、同工場に勤務していたことが推認される。

しかし、D社E事業部は、同社が保管するB社C工場の社員名簿に申立人の氏名の記載は無い上、申立人が名前を挙げている元同僚（1人）も同工場の社員名簿に氏名の記載が無く、同工場における厚生年金保険被保険者記録も確認できないと回答している。

また、申立人の元上司は、既に死亡している上、申立人が名前を挙げている元同僚（2人）は、いずれも連絡先が不明であり、申立人のB社C工場における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 46 年 4 月に A 社に入社し、52 年 7 月末で退職したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 7 月 31 日となっているので、申立期間の資格喪失日を同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人の A 社における離職日は、昭和 52 年 7 月 30 日と記録されており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、A 社は、当時の人事記録等を保管していないため、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、当時の事務担当者は、連絡先も明らかでない上、申立人が名前を挙げた同僚のうち、連絡先が判明した同僚（3 人）に照会しても、申立人の退職日及び退職月の厚生年金保険料の控除について関連資料や証言を得ることができない。

さらに、同僚の雇用保険の記録及びオンライン記録によると、申立人と同日に A 社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚（109 人）のうち、申立人の被保険者資格の喪失日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失している同僚 7 人は、いずれも雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。